

## 災害時における施設利用の協力に関する協定

伊勢市（以下「市」という。）と恩学堂所有者（以下「所有者」という。）は、伊勢市内に地震等による大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における施設の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、所有者の管理する施設を国や他の地方公共団体、関係機関等（以下「応援機関等」という。）が災害復旧等の支援のために活動する拠点として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （利用物件）

第2条 市は、応援機関の活動拠点として、次に掲げる施設を利用する。

施設名称	恩学堂
所在地	三重県伊勢市川端町1番地
利用場所	建物及び土地

### （協力要請）

第3条 市は、災害時に、前条の施設を利用する必要があるときは、所有者に対して協力を要請する。

2 市は、前項の規定に基づき、応援機関が活動拠点として利用する内容について、事前に所有者に通知するものとする。

### （協力体制）

第4条 市と所有者は、あらかじめ協力内容について協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

### （費用負担）

第5条 施設利用に要する経費は、市の負担とする。

2 前項に規定する経費の額は、市と所有者が協議の上、決定するものとする。

### （損害賠償等）

第6条 市は、その責に帰する事由により、対象施設の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、自己の負担において原状に回復し、又は当該滅失若しくは毀損による損害を賠償しなければならない。

### （その他）

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、その都度、市と所有者双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、締結日から効力を有し、市又は所有者が、この協定を終了させる意思表示がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市と所有者が記名押印のうえ各自を保有するものとする。

令和8年1月21日

伊勢市岩渕1丁目7番29号

伊勢市

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市

恩学堂所有者